

福島医発第 2613 号（地）

令和 3 年 1 月 8 日

各 医 師 会 長      殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局経済課長より日本医師会を通して別添のとおり連絡がありました。

近年、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等が相次いで生じています。これを受けて、令和 2 年 9 月に厚生労働省医政局長が参集した「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」において、医療用医薬品の安定確保策についての提案が取りまとめられました。

本通知は同会議の取りまとめを踏まえ、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等により、医療機関・薬局で必要な量の医療用医薬品が供給できない又はできない恐れがある場合に、製造販売業者等が情報提供等を徹底するために対応すべき事項を通知するものです。

なお、医療用医薬品の供給不足が生じた場合には、必要最低限の発注としていただくよう協力が求められておりますが、必要な患者に確実に医薬品が提供されるようにすることを最優先にさせていただくとともに、医療上の必要性等を踏まえて優先順位をつけつつ、処方見込みや在庫量を把握していただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

---

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎  
会長 島田昇二郎

(地 454)

令和 2 年 12 月 25 日

都道府県医師会  
担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

宮 川 政 昭



### 医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について

今般、厚生労働省医政局経済課長より、日本製薬団体連合会会長、日本医薬品卸売業連合会会長、日本ジェネリック医薬品販社協会会長宛てに標記の通知が発出されるとともに本会に対しても周知方依頼がありました。

近年、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等が相次いで生じています。これを受けて、令和 2 年 9 月に厚生労働省医政局長が参集した「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」において、医療用医薬品の安定確保策についての提案が取りまとめられました。

本通知は同会議の取りまとめを踏まえ、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等により、医療機関・薬局で必要な量の医療用医薬品が供給できない又はできない恐れがある場合に、製造販売業者等が情報提供等を徹底するために対応すべき事項を通知するものです。

なお、医療用医薬品の供給不足が生じた場合には、必要最低限の発注としていただくよう協力が求められておりますが、必要な患者に確実に医薬品が提供されるようにすることを最優先にさせていただくとともに、医療上の必要性等を踏まえて優先順位をつけつつ、処方見込みや在庫量を把握していただきますようお願いいたします。

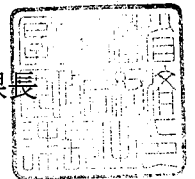
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

医政経発1218第2号

令和2年12月18日

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医政局経済課長



医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療現場で使用される医療用医薬品が円滑に供給されないことは、医療の提供に支障を来す恐れがあることから、医療用医薬品の安定的な確保は、医療用医薬品に関わるすべての主体が果たすべき社会的責務です。

一方で、近年、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等が相次いで生じていることを受けて、令和2年9月に、厚生労働省医政局長が参集した「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」において、医療用医薬品の安定確保策についての提案が取りまとめられました。

今般、この取りまとめを踏まえ、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等により、医療機関・薬局で必要な量の医療用医薬品が供給できない又はできない恐れがある場合の情報提供の徹底について、別添のとおり日本製薬団体連合会会長並びに一般社団法人日本医薬品卸売業連合会会長及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会会長宛て通知しましたのでご了知いただきますようお願いいたします。

なお、医療用医薬品の供給不足が生じた場合には、医療上の必要性等を踏まえて優先順位をつけつつ、必要な患者に確実に医薬品が提供されるようにすることが最優先であることから、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただきますようご配慮いただきたく、貴会関係者への周知方よろしく申し上げます。

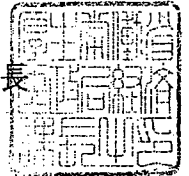


医政経発1218第3号

令和2年12月18日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



### 医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療現場で使用される医療用医薬品が円滑に供給されないことは、医療の提供に支障を来す恐れがあることから、医療用医薬品の安定的な確保は、医療用医薬品に関わるすべての主体が果たすべき社会的責務です。

一方で、近年、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等が相次いで生じていることを受けて、令和2年9月に、厚生労働省医政局長が参集した「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」において、医療用医薬品の安定確保策についての提案が取りまとめられました。

今般、この取りまとめを踏まえ、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等により、医療機関・薬局で必要な量の医療用医薬品が供給できない又はできない恐れがある場合（以下、「供給不足」という。）に、製造販売業者等が必要な情報を円滑に提供することができるよう、下記についてご理解いただくとともに、貴団体の加盟団体を通じて会員会社に周知徹底いただき、医療機関・薬局等に対して適切な情報提供が行われるよう指導をお願いいたします。ただし、ワクチン及び血液製剤については生産や流通等の特性が一般の医療用医薬品とは異なることから、本通知の取扱いは適用しないこととします。

なお、本通知の写しを公益社団法人日本医師会担当理事、公益社団法人日本歯科医師会担当理事、公益社団法人日本薬剤師会担当理事宛て送付していることを申し添えます。

記

1. 供給不足が判明した際には、速やかに、当該供給不足が生じる医療用医薬品を取り扱う医療機関・薬局及び卸売販売業者に対して、以下に記載する事項等について情報提供を行う

- (1) 供給不足の原因となる回収・欠品・出荷調整等の理由と供給不足が解消する見込みの時期(供給不足の始期、調整方法、生産再開の見通し、通常の安定供給が確保できる時期等)に関する情報
- (2) 必要に応じて関係学会と相談のうえ、優先して対応すべき疾患など供給の優先順位に関する情報<sup>(※)</sup>
- (3) 供給不足が解消されるまでの対応策(代替薬・代替療法等、代替薬の製造販売業者や卸売販売業者との供給調整等)に関する情報<sup>(※※)</sup>
- (4) 医療機関・薬局及び卸売販売業者からの照会に対応する窓口に関する情報

(注) (2)、(3)の調整に時間を要する場合、速報として(1)、(4)を提供すること

(※) 複数の効能・効果を有する場合に優先して対応すべき疾患や、代替薬の入手可能性・代替療法の実施可能性などを考慮し、医療上の必要性を踏まえた優先順位の設定等

(※※) 必要に応じて関係学会と調整し、その調整状況や診療ガイドラインでの位置づけを併記すること

2. 日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、四病院団体協議会、日本医薬品卸売業連合会及び日本ジェネリック医薬品販社協会に対して、適宜、上記1. の内容の提供を行う

3. 供給不足が生じるおそれがある場合には、医政局経済課の担当(以下の連絡先)へ速やかに情報提供する

(連絡先)

厚生労働省医政局経済課薬価係

電話:03-3595-2421

メール: genyaku-soudan@mhlw.go.jp

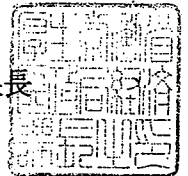


医政経発1218第4号

令和2年12月18日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



### 医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療現場で使用される医療用医薬品が円滑に供給されないことは、医療の提供に支障を来す恐れがあることから、医療用医薬品の安定的な確保は、医療用医薬品に関わるすべての主体が果たすべき社会的責務です。

一方で、近年、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等が相次いで生じていることを受けて、令和2年9月に、厚生労働省医政局長が参集した「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」において、医療用医薬品の安定確保策についての提案が取りまとめられました。

今般、この取りまとめを踏まえ、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等により、医療機関・薬局で必要な量の医療用医薬品が供給できない又はできない恐れがある場合の情報提供の徹底について、別添のとおり、日本製薬団体連合会会長宛て通知しましたのでご了知いただくとともに、医薬品製造販売業者が行う対応に協力し、流通担当事業者として、製造販売業者、医療機関・薬局等と協力しつつ、安定供給に関する入手できる情報を踏まえて当該医薬品の供給が偏らないように受注・出荷調整を行う等、当該対象医薬品の安定供給および円滑な流通へのご協力をお願いいたします。

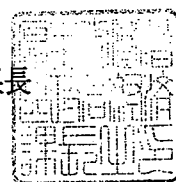


医政経発1218第4号

令和2年12月18日

一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療現場で使用される医療用医薬品が円滑に供給されないことは、医療の提供に支障を来す恐れがあることから、医療用医薬品の安定的な確保は、医療用医薬品に関わるすべての主体が果たすべき社会的責務です。

一方で、近年、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等が相次いで生じていることを受けて、令和2年9月に、厚生労働省医政局長が参集した「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」において、医療用医薬品の安定確保策についての提案が取りまとめられました。

今般、この取りまとめを踏まえ、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等により、医療機関・薬局で必要な量の医療用医薬品が供給できない又はできない恐れがある場合の情報提供の徹底について、別添のとおり、日本製薬団体連合会会長宛て通知しましたのでご了知いただくとともに、医薬品製造販売業者が行う対応に協力し、流通担当事業者として、製造販売業者、医療機関・薬局等と協力しつつ、安定供給に関する入手できる情報を踏まえて当該医薬品の供給が偏らないように受注・出荷調整を行う等、当該対象医薬品の安定供給および円滑な流通へのご協力をお願いいたします。